

建設業法施行令の一部を改正する政令案について（概要）

令和 4 年 1 0 月
国土交通省不動産・建設経済局

1. 背景

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「令」という。）において、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請代金額が4000万円（建築一式工事の場合は6000万円）以上の場合、建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場に監理技術者を置くとともに、施工体制台帳を作成しなければならないこととされている。

また、公共性のある施設等に関する工事であって、請負代金額が3500万円（建築一式工事の場合は7000万円）以上のものについては、その主任技術者又は監理技術者は、工事現場に専任の者でなければならないこととされている。

少子高齢化に伴う全産業的な労働力人口の減少が進む中、建設業においても、限りある人材の有効活用を図りつつ、将来にわたる中長期的な担い手の確保及び育成を図ることが急務となっている。このような状況を踏まえ、各種金額要件に近年の工事費の上昇を反映するとともに、若年層の確保、他産業からの入職促進等のため、主任技術者・監理技術者資格の1つである技術検定について、受検資格の見直し等を行う必要がある。

2. 概要

(1) 近年の工事費の上昇を踏まえた金額要件の引上げ（令第2条、第7条の4、第27条、第30条関係）

- ・ 特定建設業の許可、監理技術者の配置及び施工体制台帳の作成を要する下請代金額について、現行の4000万円（建築一式工事の場合は6000万円）を4500万円（建築一式工事の場合は7000万円）に引き上げる。
- ・ 主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額について、現行の3500万円（建築一式工事の場合は7000万円）を4000万円（建築一式工事の場合は8000万円）に引き上げる。
- ・ 下請負人の主任技術者の配置を不要とすることができる特定専門工事の下請代金額の上限について、現行の3500万円を4000万円に引き上げる。

(2) 技術検定の受検資格の見直し（令第36条～第38条関係）

技術検定の受検資格は、国土交通省令で定めることとする。

（別途、【技術検定の受検資格見直しの方向性】を踏まえ、施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）等を改正する予定。）

(3) 第一次検定の一部免除制度の創設（令第39条関係）

(2)の見直しに伴い、大学、高等専門学校、高等学校若しくは中等教育学校において国土交通大臣が定める学科を修めて卒業した者又は国土交通大臣がこれらの者と同等以上の知識を有するものと認定した者については、申請により、第一次

検定の一部で国土交通大臣が定めるものを免除することができることとする。(詳細は告示で規定する予定)

3. 今後のスケジュール (予定)

公 布 : 令和4年11月下旬~12月

施 行 : 令和5年1月1日 (2. (1)関係)

令和6年4月1日 (2. (2)(3)関係)

技術検定の受検資格見直しの方向性

令和4年5月31日

「技術者制度の見直し方針」

○1級の受検資格（現行）

学 歴	第一次検定	第二次検定
大学（指定学科）	卒業後 3年実務	
短大、高専（指定学科）	卒業後 5年実務	
高等学校（指定学科）	卒業後 10年実務	
大 学	卒業後 4.5年実務	
短期大学、高等専門学校	卒業後 7.5年実務	
高 等 学 校	卒業後 11.5年実務	
2 級 合 格 者	条件なし	2級合格後 5年実務
上 記 以 外		15年実務

（いずれも指導監督的実務経験1年を含む必要あり）

○2級の受検資格（現行）

学 歴	第一次検定	第二次検定
大学（指定学科）	17歳以上	卒業後 1年実務
短大、高専（指定学科）		卒業後 2年実務
高等学校（指定学科）		卒業後 3年実務
大 学		卒業後 1.5年実務
短期大学、高等専門学校		卒業後 3年実務
高 等 学 校		卒業後 4.5年実務
上 記 以 外		卒業後 8年実務

（見直し）

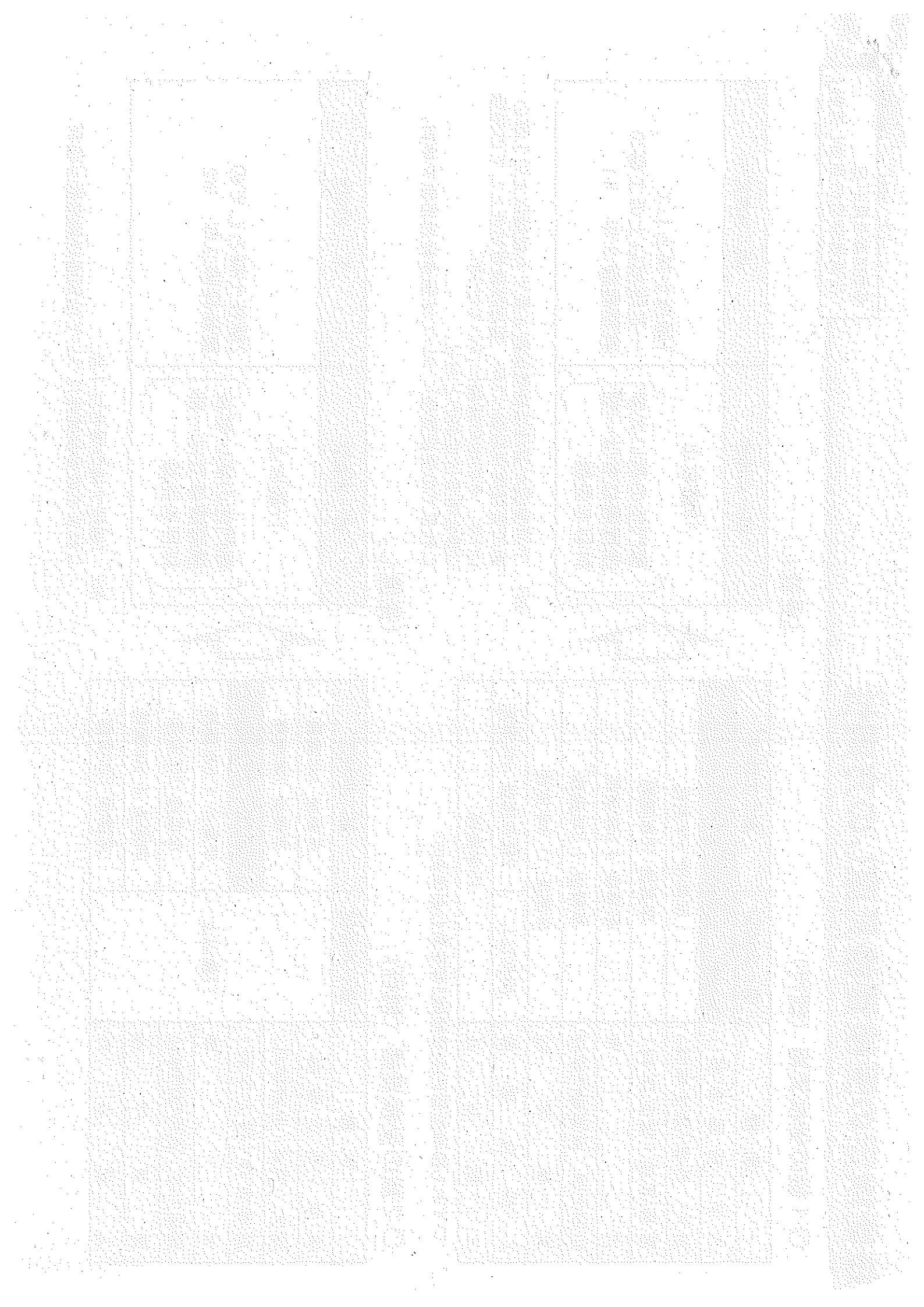
第一次検定	第二次検定
19歳以上 専門性の高い大学 課程履修者は一部 科目を免除	1級技士補として 一定規模以上の工事の 実務経験3年 ※1

※1 下請金額が監理技術者配置を要する金額以上の工事の
施工管理実務経験は3年。監理技術者補佐としての経験
は1年。その他の経験については5年。
2級合格者は従前のとおり。
これまでの受検資格については別途経過措置を検討。

（見直し）

第一次検定	第二次検定
17歳以上 専門性の高い学校 課程履修者は一部 科目を免除	2級技士補としての 実務経験3年 ※2

※2 1級技士補の場合は1年。
これまでの受検資格については別途経過措置を検討。



【協議事項】CCUSの利用促進に向けた今後の取組について

令和4年10月12日 鳥取県県土整備部県土総務課

- CCUSの利用促進については、今年4月から現場経費の一部を支援する取り組みを開始し、次のステップとして入札制度等におけるインセンティブについて検討することとしている。
- 今年の5月に「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」が改定され、公共工事の発注者は工事成績評定における加点措置などの必要な条件整備を講ずることとされた。
- この指針の改定を踏まえ、専門工事を主体とする小規模事業者への説明会の開催や総合評価一般競争入札での加点を行うモデル工事の検討など、業界全体への制度周知と利用の促進についてご意見を伺う。

1 当面の取組（案）

（一財）建設業振興基金と連携し、技能者を多く抱える専門業者等を対象としたCCUS全般に係る説明会を開催することで業界全体のCCUSに対する理解を深めるとともに、総合評価一般競争入札への加点を行うモデル工事を試行し、あわせてモデル工事の受注者を対象とした登録・操作研修会を実施することでCCUSの利用を支援し、今後の業界全体の利用に繋げていく。

（1）専門工事を主体とした事業者等を対象とした説明会の実施

- ①実施時期：令和4年12月頃
- ②実施方法：会場及びWEB配信
- ③講師：国土交通省、（一財）建設業振興基金

（2）モデル工事の試行

- CCUSの利用を誓約した入札参加者に対し加点を行うモデル工事を試行する。
 - ①実施時期：令和5年1月以降に調達公告を行うものを想定
 - ②対象：県土整備部（各総合事務所県土整備局を含む）が発注する4千万円以上の土木一般工事のうち発注機関が認めるもので各機関1件以上を目安とする。
 - ③加点内容：誓約内容に応じて最大0.5点を加点
（※下請契約を行う場合は、1社以上の下請事業者の利用を条件とする。）
 - ④経費支援：カードリーダー購入費及びカードタッチ費用を支援

（3）登録及び操作研修会の実施

- モデル工事の受注者（下請事業者を含む）を対象にCCUSの登録・操作研修会を実施する。
 - ①実施時期：令和5年1月以降
 - ②内容：（一財）建設業振興基金を講師とする事業者登録及び操作方法の研修
 - ③対象：モデル工事の受注した元請事業者及びその下請事業者
（※個別の対応は難しいことから、モデル工事の受注者が一同に会しての開催を想定。）

2 次年度の取組（案）

総合評価一般競争入札への加点を行うモデル工事の対象を拡大して本格的に実施し、あわせて登録・操作研修会を実施していく。

（1）モデル工事の本実施

- モデル工事の対象条件を拡大し本格的に実施する。
 - ①実施時期：令和5年4月以降に調達公告を行うものから対象
 - ②対象：本年度の試行における条件（対象金額や件数など）を拡大して実施

（2）登録及び操作研修会の実施

- 希望者を対象にCCUSへの登録及び操作に係る研修会を実施する。
（※モデル工事を対象及び実例とした研修についても検討する。）

3 総合評価一般競争入札におけるモデル工事の試行（想定案）

<※以下は現時点の想定案であり、具体的内容については今後検討を行う。>

総合評価一般競争入札において、入札時に建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用を誓約した入札参加者に対し施工能力点数に加点を行うモデル工事の試行を検討する。

(1) 対象工事

- 鳥取県県土整備部（各総合事務所県土整備局を含む）が発注する4千万円以上の土木一般工事のうち、発注機関が必要と認めた工事を対象とする。
- 当面は試行として比較的大規模な工事を対象に各発注機関で1件程度とする。

(2) 発注方式

- 入札時に「CCUSの活用に係る誓約書」を提出した入札参加者に加点を行う総合評価一般競争入札とする。

(3) 総合評価一般競争入札における加点（評価項目の追加）

- 施工能力点数に係る評価項目に「CCUS」を設定し、入札時に「CCUSの活用に係る誓約書」を提出した入札参加者に0.5点を加点する。
- 加点を受けて落札した受注者がCCUSを実際には活用しなかった場合は、受注した翌年度に入札参加するすべての工事において加点と同数を減点する。

区分	入札価格点数	施工能力点数											技術提案点数	計	
		会社の施工能力			CCUS	配置技術者の施工能力				受注額	施工体制	地域点			資格停止(減点)※
		工事成績	同種工事実績	企業経営		工事成績	同種工事実績	資格	CPD						
簡易評価型	60	15	5	3	0.5	5	2	2	1	4	4	4	0	-	(105) 105+0.5

① 加点の条件（入札時に以下の事項を確約する誓約書を提出した場合に加点する。）

確約する項目	条件	点数	
元請事業者	事業者登録	元請事業者の事業者登録	すべて誓約した場合に0.5点
	技能者登録	元請事業者が雇用する技能者の1名以上の登録	
	現場登録	受注した工事における管理者ID（現場管理者）の登録	
	カードリーダーの設置	当該現場へのカードリーダーの設置	
	就業履歴の蓄積	元請事業者が雇用する技能者の1回以上の就業履歴の蓄積	
※下請契約を行う場合			
下請事業者	事業者登録	1社以上の下請事業者の事業者登録	
	技能者登録	下請事業者が雇用する技能者の下請事業者全体で1名以上の登録	
	就業履歴の蓄積	下請事業者が雇用する技能者の下請事業者全体で1回以上の就業履歴の蓄積	

注) 既に事業者登録や技能者登録を終えている場合は、事業者登録や技能者登録の条件は満たしているものとする。

② 履行状況の確認

- 受注者は以下の資料を監督員に提出し、監督員は提出された資料により履行を確認する。

提出書類
ア CCUSの帳票印刷機能を利用した就業履歴に係る出力伝票（月別カレンダーなど）
イ カードリーダーの設置が分かる写真

(4) 経費の支援

- 誓約内容の履行が確認できた場合は、受注者が希望する場合はCCUSの利用に発生する現場経費について発注者が支援する。

対象
ア カードリーダー（顔認証型のリーダー等を含む）
イ 現場利用料（カードタッチ費用）

【参考①】公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の改定

- 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針が改定（令和4年5月20日）され、緊急に措置に努めるべき事項としてCCUSの利用が明確に位置付けされ、公共工事の発注者は工事成績評定における加点措置などを地域の建設企業における利用の状況等に応じて必要な条件整備を講ずることとされた。

【参考②】総合評価一般競争入札において加点を行う理由

○公共工事の品質確保

総合評価落札方式による一般競争入札は品確法に基づき公共工事の品質確保を目的としたものであり、建設労働者の就労環境の改善による担い手確保により将来にわたって工事の品質確保を維持することを目指すCCUS制度の目的と合致する。

○インセンティブとしての期待される効果

総合評価一般競争入札への加点は建設工事の受注に直接的な影響を及ぼすものであり、本県の建設工事の大半は総合評価一般競争入札によるものであることを踏まえると、他の地方自治体が導入している工事成績評定や入札参加資格への加点に比インセンティブ効果が大きい。

【参考③】都道府県におけるインセンティブの導入状況

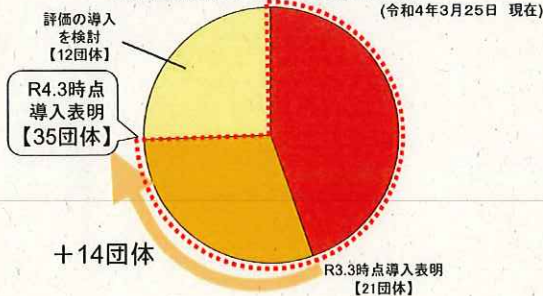
- 都道府県におけるインセンティブの導入状況も進んでおり、令和3年度末時点で35道府県が企業評価によるインセンティブを導入している。

＜インセンティブの導入状況＞

インセンティブ	導入数
工事成績評定点での加点	19
総合評価での加点	18
入札参加資格での加点	9
カードリーダー等の費用補助	10
検討中	12

○35道府県が企業評価の導入を表明、他の全ての都道府県も検討を表明

【都道府県の導入・検討状況】



都道府県名	直轄Cランク工事	都道府県工事での評価	都道府県名	直轄Cランク工事	都道府県工事での評価
北海道		●★	滋賀県	●	◎
青森県		△	京都府	●	◎(予定)
岩手県		△	大阪府	●	◎(予定)
宮城県	●	◎◎★	兵庫県	●	◎
秋田県	●	◎(予定)	奈良県	●	△
山形県		◎(予定)	和歌山県	●	○
福島県	●	◎(予定)、◎	鳥取県		★(予定)
茨城県		●	島根県	●	◎
栃木県	●	◎◎	岡山県	●	●
群馬県	●	◎◎◎★	広島県		◎
埼玉県	●	●★	山口県	●	◎(予定)
千葉県		△	徳島県		○
東京都	●	△	香川県	○	◎(予定)
神奈川県		△	愛媛県		●★
新潟県		△	高知県	○	△
富山県		△	福岡県		○
石川県	●	○	佐賀県	○	△
福井県	●	◎◎	長崎県	○	◎
山梨県	●	◎	熊本県		●★
長野県	●	◎◎	大分県		△
岐阜県	●	◎◎★	宮崎県	●	◎◎◎★
静岡県	●	◎(予定)、◎◎	鹿児島県	●	◎◎(予定)
愛知県	●	△	沖縄県	●	●
三重県	○	◎◎★			

(令和4年3月25日 現在)

＜直轄Cランク工事＞

- 都道府県建設業協会が賛同
- 協会において検討中
- ※赤字は令和3年9月以降に表明されたもの
- ※カードリーダー等の費用は発注者が負担
- 国土交通省調べ 等

＜都道府県工事での評価＞

- モデル工事等工事評定での加点
- ◎ 総合評価における加点
- 入札参加資格での加点
- ★ カードリーダー等費用補助
- △ 検討中
- ※赤字は令和3年4月以降に導入を表明されたもの

THE HISTORY OF THE UNITED STATES

OF THE UNITED STATES OF AMERICA

BY

WILLIAM F. BAKER

THE HISTORY OF THE UNITED STATES OF AMERICA

営繕工事設計標準単価の改定について

令和4年9月
営繕課一般営繕担当

1 背景

現下の原材料費等の高騰の状況を踏まえ、「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」（令和4年4月26日付国不建第54号国土交通省不動産・建設経済局長通知）において、建設工事の請負代金の設定の際には、原材料費等の最新の取引価格を適切に反映するように対応することが示された。このことにより、営繕工事設計標準単価の改定回数を増やすことにする。

2 現状

- ・複合単価：年2回改定（4、10月） + 労務単価改定（3月）
- ・市場単価：年4回改定（4、7、10、1月） + 労務単価改定（3月）

3 変更案（R5年度から）

- ・複合単価：年4回改定（4、7、10、1月） + 労務単価改定（3月）
 - ・市場単価：年4回改定（4、7、10、1月） + 労務単価改定（3月）（変更なし）
- ※R5当初で資材費調査に係る予算要求をする。

4 今年度の対応

- ・複合単価：年3回改定（4、10、1月） + 労務単価改定（3月）
- ・市場単価：年4回改定（4、7、10、1月） + 労務単価改定（3月）（変更なし）

※今年度に追加作成を予定している1月複合単価について、標準の資材費調査は予算を流用し実施する。ただし、鳥取県が独自に作成している単価に係る資材費調査（特別調査分）は、予算の確保ができないため実施をしない。このため、1月複合単価においてこの県独自の単価は10月調査時の金額になるので、工事発注時に実態に合わない場合等はこの単価を使用せず見積り等で対応する。（県独自単価は別途リスト化する）

5 その他検討事項

- ・複合単価と市場単価をまとめて一つの単価表（単価ファイル）にする。
- ・県独自単価及びそれに係る資材調査内容の整理及び要否の検討をする。

6 参考

- ・国交省は、従来は年1～2回の単価改定（各地方整備局により異なる）であったが、令和5年度から年4回の改定に変更する予定とされた。
- ・県土整備部技術企画課は、現状よりも資材費調査の頻度を高くすることを検討している。（今年度の予算残でできる内容を検討中）

THE HISTORY OF THE UNITED STATES

The history of the United States is a complex and multifaceted story that spans centuries. It begins with the early Native American civilizations, such as the Mayans, Aztecs, and Incas, who built sophisticated societies in the Americas. The arrival of European explorers in the late 15th century marked the beginning of a new era, as they sought to establish trade routes and colonies. The United States was founded in 1776, and its early years were characterized by a struggle for independence and the establishment of a new government. The American Revolution (1775-1783) was a pivotal moment in the nation's history, leading to the signing of the Declaration of Independence and the adoption of the Constitution. The 19th century was a period of rapid expansion and growth, with the discovery of gold in California and the westward migration of settlers. The Civil War (1861-1865) was a defining event, as it resolved the issue of slavery and preserved the Union. The 20th century saw the United States emerge as a global superpower, with its involvement in World War I and World War II. The Cold War era (1945-1991) was a period of tension and competition between the United States and the Soviet Union. The end of the Cold War and the beginning of the 21st century have seen the United States continue to play a leading role in the world, facing new challenges and opportunities. The history of the United States is a testament to the resilience and ingenuity of its people, and it continues to shape the world we live in today.

優良建設工事等の表彰規定の改正について

令和4年8月31日 鳥取県県土整備部県土総務課

- 工事成績評定点の上昇などの情勢の変化と業界全体の人材不足が喫緊の課題である状況であることも踏まえ、技術者等の確保・育成により寄与するものとなるよう制度を改正する。

1 改正の背景

- 近年、土木系工事の工事成績評定点の上位に占める割合が増加しており、土木系工事と建築系工事では異なる工事成績評定方法が適用されていることを踏まえると、両者を区別することなく一律の基準により選考することは公平性に欠けると考えられる。
- 業界全体の人材不足が喫緊の課題である状況であることも踏まえ、表彰基準となる工事成績点数の固定化や毎年一定数の表彰など、技術者の確保・育成により寄与するものとなるよう制度の見直しを求める声が業界からもあがっている。

2 改正方針

- ① 工事評定方法が異なる土木系工事と建築系工事を分け、それぞれで優良建設工事を選定することにより、表彰制度における公平性を確保する。
- ② 毎年一定程度の表彰数を確保することで、技術者の業務意欲などの維持・向上効果を高め、建設業界の健全な発展に寄与する。
- ③ 表彰数の目安については、制度創設当時に比べ大幅に工事件数が減少している状況においても表彰数の目安について減少を行っていないことを踏まえ、表彰価値の低下を防ぐため現行規定を大幅に超える表彰数の増加は行わない。

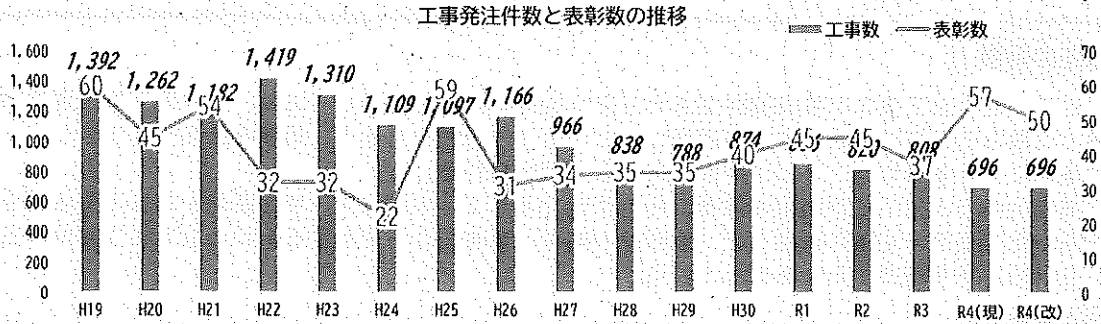
3 改正内容

項目	現行	見直し案
部門設定	なし	①土木系部門 ②建築系部門
表彰数の最大	最大60件(最低10件以内) ※基準成績点数以上となる工事及び推薦による工事の合計	最大63件(最低50件) ※基準成績点数以上となる工事及び推薦による工事の合計数が最低50件に満たない場合は、推薦数を増加することで50件の表彰数を確保
基準成績点数による表彰数	最大50件 ※工事成績点数が上位から数えて50件以内となる工事成績点数を基準成績点数とする。	①土木系部門 最大40件 ②建築系部門 最大10件 ※基準成績点数の考え方は現行規定を踏襲する。
推薦機関による推薦数の上限	10件以内 (5機関×2件以内=10件以内)	以下の①と②の合計 ①各推薦機関からの推薦 10件以内 (5機関×2件以内=10件以内) ②最低50件に対する不足分 基準成績点数によるものと推薦機関からの推薦によるものの合計が40件(建築系は10件)に満たない場合は、不足数を各推薦機関の表彰対象件数の割合に応じて推薦機関の推薦数の上限に加えるものとする。
推薦機関及び対象工事の設定	①推薦機関(5機関) ・各県土整備事務所及び各総合事務所県土整備局 ②対象区域(5区域) ・各推薦機関の所管区域	(1)土木系部門 ①推薦機関(5機関) ・各県土整備事務所及び各総合事務所県土整備局 ②対象区域(5区域) ・各推薦機関の所管区域 (2)建築系部門 ①推薦機関(1機関) ・営繕課 ②対象区域(3区域) ・東部区域(鳥取県土整備事務所及び八頭県土整備事務所の所管区域) ・中部区域(中部総合事務所県土整備局の所管区域) ・西部区域(西部総合事務所米子県土整備局及び日野県土整備局の所管区域)

- ・令和22年度は、建築関係工事について試行する。
- ・試行にあたっては、最大10件に満たない場合であっても推薦機関における推薦数の追加は行わない。

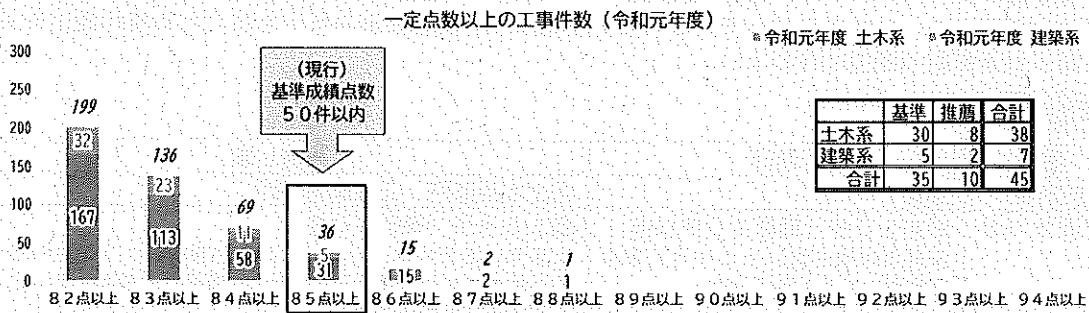
参考：優良建設工事等の表彰を取り巻く情勢

(1) 工事発注件数と表彰数の推移

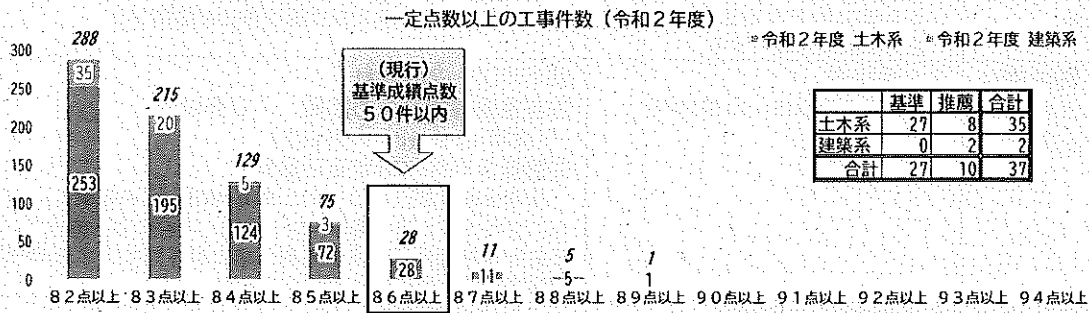


(2) 一定点数以上の工事件数の推移

① 令和元年度（令和2年度表彰）



② 令和2年度（令和3年度表彰）



③ 令和3年度（令和4年度表彰）※現時点での試算値

